

公益財団法人島根県育英会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

女性が職業生活において、十分にその能力を発揮し、責任と誇りを持って活躍できる環境を整備するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、次のように行動計画を策定する。

1, 計画期間 令和5年4月1日～令和10年3月31日（5年間）

2, 育英会の現状と課題

【現状】

○事務局職員11名、会館職員4名の15名体制である。（男性7名、女性8名）

職員全体に占める女性の割合は53.3%。

○男女の平均勤続年数についても男性4年、女性12年であり、女性が働きやすい職場である。

○年次有給休暇取得率 令和4年平均 39.9%

【課題】

○今後も引き続き、全職員の働くモチベーションを高めるとともに、働きやすい環境が求められている。

○督促業務のため、ある程度の残業時間は必要であるが、さらに方法を見直し労働時間の短縮を図りたい。

3, 目標

○令和5年 4月～ 朝礼等で計画的な休暇取得の徹底を図り、祝日等に併せ連続休暇の取得を推奨する。

夏季休暇の取得率100%を目指す。

○令和6年 4月～ 年次有給休暇の平均取得率50%以上を目指す。